

地方独立行政法人公立甲賀病院業務方法書

(目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第22条第1項及び地方独立行政法人公立甲賀病院の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成30年公立甲賀病院組合規則第4号)第4条の規定に基づき、地方独立行政法人公立甲賀病院(以下「法人」という。)の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 法人は、法第25条第1項の規定により公立甲賀病院組合管理者(以下「管理者」という。)から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

(病院等の設置及び運営)

第3条 法人は、地域の中核病院として、地域住民に高度医療をはじめ、良質で安全な医療、介護を継続的かつ安定的に提供し、地域住民の福祉増進と公衆衛生の向上に寄与するため、地方独立行政法人公立甲賀病院定款(以下「定款」という。)第16条に定める病院、看護師養成所、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所及び訪問看護ステーションを設置し、これを運営するものとする。

(法人の行う業務)

第4条 法人は、定款第17条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 医療に従事する者に対する研修を行うこと。
- (4) 医療に関する地域への支援を行うこと。
- (5) 人間ドック、健康診断等の予防医療を提供すること。
- (6) 看護師養成所の運営を行うこと。
- (7) 居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所及び訪問看護ステーションの運営を行うこと。
- (8) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。2 法人は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。

3 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、調査及び研究並びに業務を行うことができる。

(緊急時における管理者の要求)

第5条 法人は、定款第17条第2項の規定に基づき、管理者から必要な業務の実施を求められたときは、その求めに応じ、当該業務を実施することとする。

(内部統制に関する基本方針)

第6条 法人は、役員(監事を除く。)の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

(病院の理念等に関する事項)

第7条 法人は、病院の理念、職員の倫理方針及び病院運営方針を定めるものとする。

(理事会及び役員に関する事項)

第8条 法人は、次の各号に掲げる事項を定めた理事会及び役員に関する規程等を整備するものとする。

(1) 理事会における意思決定に関する事項

(2) 役員の責務に関する事項

(中期計画等の策定及び評価に関する事項)

第9条 法人は、中期目標に基づき業務を適切に行うため、中期計画等の策定及び進捗管理並びにこれらに基づき実施する業務の評価の体制を整備するものとする。また、中期計画等の進捗状況及び業務手順に沿った運営の確保等を確認、把握し、適切な業務実績報告の作成及び評価を行うものとする。

(内部統制の推進に関する事項)

第10条 法人は、次の各号に掲げる事項を定めた内部統制の推進に関する規程等を策定するものとする。

(1) 内部統制に係る委員会等の設置

(2) 法人における内部統制推進部門の指定及び推進責任者の指定

(3) 公益内部通報に関する手続及び通報者等の保護

(4) 不当要求行為に関する基本原則及び対応方法

(5) その他公正な職務の執行を確保するため必要な事項

(リスク評価と対応に関する事項)

第11条 法人は、病院安全管理等に関する委員会等を設置し、業務実施の障害となる

要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を行うものとする。

(情報伝達、情報システム及び情報の適切な管理に関する事項)

第12条 法人は、業務運営の方針、理事長の指示その他必要な情報について役員及び職員(以下「役職員」という。)が共有し、効率的な業務運営に資するため、情報化を推進し、情報システムの整備を行うものとする。

2 法人は、法人の組織、業務、財務その他関連する情報について、インターネット等を活用し、積極的に公開するものとする。

(情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項)

第13条 法人は、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する規程等を整備するものとする。

(監事及び監事監査に関する事項)

第14条 法人は、監事の職務の適切な遂行のため、監事監査の方法、内容、その他必要な事項を定めた監事及び監事監査に関する規程等を整備するものとする。

2 法人は、監事の職務が適切に遂行されるよう、職員による監査の補助等の必要な協力を行うものとする。

(内部監査に関する事項)

第15条 法人は、内部監査を担当する部門を設置し内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。

(職員の人事・懲戒に関する事項)

第16条 法人は、次の各号に掲げる事項を定めた職員の人事管理方針等を整備するものとする。

(1) 業務の適正を確保するための定期的な人事異動

(2) 職員の懲戒基準

(3) 長期在籍者の存在把握

(業務の委託)

第17条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができると思われる場合は、業務を委託することができる。

(委託契約)

第18条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者と業務に関する委

託契約を締結するものとする。

(契約の方法)

第 19 条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争入札に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が一般競争に適しない場合その他法人の規程で定める場合は、指名競争に付し、又は随意契約若しくはせり売りによることができるものとする。

(役員 の 損害賠償責任)

第 20 条 役員は、その任務を怠ったときは、法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき、法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(役員 の 責任の一部免除)

第 21 条 法人は、前条の役員 の 損害賠償責任について、法第 19 条の 2 第 4 項に定める要件に該当する場合には、管理者の承認によって、賠償責任額から同項に定める額を限度として、免除することができる。

(その他)

第 22 条 この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項については、法人の規程に定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、平成 31 年（2019 年）4 月 1 日から施行する。ただし、第 20 条及び第 21 条の規定については、2020 年 4 月 1 日から施行する。

この業務方法書は、令和 6 年（2024 年）4 月 1 日から施行する。